

「第三世界」のソーシャルワーカーに関する研究（レビュー） ——東南アジア、特にフィリピンにおける歴史的変遷に焦点をあてて

Study on Social Workers in the Third World (A Review) : Focusing on South East Asia, in particular on Historical Changes in the Philippines

山名田 静

はじめに

「開発途上国」を位置付けるうえで目安とされる、経済協力開発機構（Organisation for Economic Cooperation and Development）の開発援助委員会によるDACリスト¹に記されている全148カ国のうち、国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers）に加盟している国は59カ国ある。しかし、これら59カ国を含めた多くの「開発途上国」において、ソーシャルワーカーの専門職化あるいは社会的位置づけは未だ確立されていない。たとえばCoxほか（2004：124）は、アジア太平洋地区にはかなり多くのソーシャルワーク系の学校があるとはいえ、この地区の大部分である最貧国にはソーシャルワーク系の学校がないと指摘している。一般に、福祉施設があるとしても、そこに専門職としてのソーシャルワーカーは配置されていない場合が少なくない。

このような実態に加えて、菅谷（2009：49）は「発展途上国における社会保障の整備は遅れていると考えられがちである」と論じている。すなわち、多くの人々は「開発途上国」の社会福祉の質は低く、ソーシャルワーカーの専門性は低いとイメージし、そこから

学ぶことなど無いと考えているのではないだろうか。

わが国では、主に「欧米先進国」の社会福祉について様々な研究が行われてきたとはいえ、貧困に起因する問題が山積し、それを補うための社会資源も不足している「開発途上国」の福祉現場において、ソーシャルワーカーがどのような働きをしているのかについて調べた先行研究はわずかである。

「第三世界」とは、「アジア・アフリカ・中南米などの発展途上にある諸国を、東西両世界、あるいは米ソ（ロシア）二大国とこれに次ぐ先進諸国と対比した呼称」である（広辞苑第六版）。一般に、「第一世界」は資本主義先進国を、「第二世界」は社会主義諸国を指し、そのいずれにも属さない「発展途上国の総称として第三世界という」（福祉社会辞典）。そして「開発途上国」もまた、経済成長の遅れている国として定義付けられており、「先進国」の立場から見下げた意味合いをもつ語である。

James Midgley²は、「開発途上国」の国際的なソーシャルワークと社会政策の分野における先駆者であり、「開発途上国」におけるソーシャルワーカーの実践にいち早く価値を見出し、それを明らかにしてきた（Berkeley

School of Social Welfare 2015)。南アフリカ、インド、フィリピン、ガーナの国名を挙げて、これらの国々におけるソーシャルワーカーの重要な貢献が認識されるべきであると強調している (Midgley and Conley = 2012 : xi-xii)。しかし、わが国におけるこれらに関する研究は、フィリピンについて若干の研究蓄積があるのみである。

フィリピンに関しては、制度・政策やいくつかの社会問題は研究対象とされてきたが、それがソーシャルワーカーとの関連性のなかで取り扱われることはほとんどなかった。

グローバル化が進むなか、「第三世界」はなおも搾取の対象とされ、ソーシャルワーカーはこれに伴う社会問題に奮闘している。困難な社会状況に置かれたソーシャルワーカーの実践は、ソーシャルワーカーとしての使命と価値、そして実践力がより試されるものとなるだろう。公的な社会保障が十分ではないからこそ、ソーシャルワーカーへの期待が高まるという見方もある。

わが国における「第三世界」のソーシャルワーカーについての研究領域はほぼ未開拓であるが、その研究意義はまだ検討されたことがない。そこで本稿は、今後の「第三世界」におけるソーシャルワーカー研究に対する意義を検討することを目的とし、Midgley and Conley (= 2012) が特筆した国々のなかでも若干の研究蓄積があるフィリピンを主な対象と定める。

また、これまでに「東南アジアのソーシャルワーカー」という括りで何らかの傾向や知見を見出した論文は見当たらない。第三世界には様々な社会情勢や地域特性があることをふまえ、フィリピンが位置する東南アジア諸国におけるソーシャルワーカーについても対象とすることで、フィリピンにおける特徴を浮き彫りにすることを促す。

本稿は、以下の構成によって論じる。

東南アジアのソーシャルワーカーを対象と

した先行研究を、次の四つの項目に焦点を当てながら整理する。第一は「国家資格化の有無」、第二は「教育課程」、第三は「活動領域」、第四は「社会状況とソーシャルワーカーの社会的位置付け」である。その際、ソーシャルワーカーの実践とその特性についても、可能な限り見出すことを試みる。

次に、フィリピンのソーシャルワーカーに関する歴史的な変遷を捉え、海外の文献を引用しながら周辺諸国との異同を明らかにする。最後に、グローバル化における「第三世界」のソーシャルワーカーについて整理し、考察を加える。

1 東南アジアのソーシャルワーカーに関する国内の研究

東南アジア諸国とは、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インドネシア、ラオス、ミャンマー、カンボジア、ブルネイ・ダルサラーム、東ティモール、フィリピンの全11カ国である。このうち国際ソーシャルワーカー連盟に加盟している国はシンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピンの6カ国である。

本章は「開発途上国」に焦点をあてていることをふまえると、シンガポールとブルネイはDACリスト掲載国ではなく、「開発途上国」の定義には該当しないこととなる。しかし、両国は1996年までこのDACリストに掲載され、被援助国であった経緯がある。本節の対象はソーシャルワークの歴史を含んでいるため、両国を対象に含めて整理していく。

表1は、DACリスト上における東南アジア諸国の現在の位置づけを示したものである。横軸は左から右に向かうほど国民総所得が高くなっていく。本稿は、はじめに「非掲載国」であるシンガポールとブルネイを取り上げる。次に「高中所得国」のタイ、マレーシア、続いてフィリピンと同じ「低中所得国」

表 1. DAC リスト上における東南アジア諸国の現在の位置づけ

(OECD の DAC リスト 2011-2013 をもとに筆者作成)

後発開発途上国	低所得国	低中所得国	高中所得国	非掲載
カンボジア ミャンマー ラオス 東ティモール	—	フィリピン ベトナム インドネシア	タイ マレーシア	シンガポール ブルネイ

であり、同じく旧植民地の歴史をもつベトナムとインドネシアを取り上げ、最後に「後発開発途上国」のカンボジア、ミャンマー、ラオス、東ティモールを順に取り上げる。

1-1 フィリピンを除く東南アジア諸国のソーシャルワーカー

(1) シンガポール共和国

シンガポール共和国（以下、シンガポール）は、日本を上回る速さで高齢化している国であり、他の東南アジア諸国に比べるとわが国で研究対象とされることが多い傾向にある。ソーシャルワーカーに関する研究では、その概要および優れた実践が取り上げられてきた。

以下では、新保（2005a～e, 2014）による詳しい紹介を主に引用する。同国でソーシャルワーカーの国家試験は行われていないが、2009年に国がソーシャルワーカーの資格認定制度を創設した（新保2014：148）。ソーシャルワーカーとして働くためには、大学におけるソーシャルワークの学位、あるいはディプロマ（課程修了認定）を必要とする（新保2005a：332-333）。2012年9月時点においては、ソーシャルワーカーの養成を行う大学・機関はあわせて3ヵ所あるという。

次に、養成課程を取り上げる。学部教育プログラムは、講義ごとにチュートリアル時間を設け、グループ指導でさらに深めていく手法をとっている（新保2005c：97）。新保（2005c：96-97）によれば、教育の特色は、次の二つにある。第一に、欧米の理論を同国の社会状況や生活にいかに応用させていくか意識していること、第二は同国のそれぞ

れのエスニックグループ（中華系・マレー系・インド系）について学び、各々がもつ多様性を尊重した実践がなされるように配慮していることである。なお、400時間以上の現場実習に行くことが必須とされている（新保2005c：97）。

ソーシャルワーカーの活動領域は、多岐にわたる。桂（2002a：408）によれば、それには公的領域、非営利領域、民間営利団体があり、特に公的領域では地域開発省、教育省、防衛省、保健・医療省、全国社会福祉サービス協議会、国民協議会といった機関にソーシャルワーカーが雇用されている。こうしたセクター間の連携は所属するソーシャルワーカーたちの献身的な努力によって成り立っており、財源（政府）、物・システム（全国社会福祉協議会）、人・智恵（ソーシャルワーカー協会）の調整が円滑に図られているとの評価がある（桂2002a：408）。

岩崎（1994：32）によると、同国における社会福祉の分野は、障害、児童、高齢者、家庭、保健に分類されている。また、その社会福祉体系はメインストリーム³を基本としており、施設が必要な場合も遠隔地に隔離することを避け、障害児者に対しては統合教育の取り組みが行われている（岩崎1994：32-33）。高齢者に対しては、地域社会の一員として、孤立せず、生きがいをもって生活できるような介護予防サービスの提供が行われている（新保2005a：334）。「高齢者や障害者以外の要援護世帯には、単に金銭を給付するだけでなく、就労支援、教育支援、家計管理が可能となるような自立支援を多様なプログラムを通じて行ってきた」（新保2014：151）。こうした、「徹

底して『貧困の世代間連鎖』を解消していこう」(新保2014:152)とする実践が行われている。

東南アジア諸国はその経済成長の一方で、南南問題と言われるように国民の所得格差が拡大しており、社会福祉は対象者を特定した貧困救済が中心となっている。しかし、シンガポールでは積極的に統合および予防の概念を取り入れた社会福祉事業が実施されていると言える。

シンガポールのソーシャルワーカー協会が果たしている役割にも関心が向けられている(桂2001, 2002aなど)。同協会は、ソーシャルワーカーに対して現任研修や各機関との仲介を行うほか、機会があるごとに倫理綱領を紹介してその内容を踏まえた実践がなされるよう働きかけている(新保2005b:99)。また、国際問題としての社会福祉活動をその理念に据えており(桂2001)、他国が被災した際には、被災者への直接的な支援だけでなく、被災者支援にかかわるソーシャルワーカーたちがよりよい活動ができるよう支援していくことも目標としている(新保2005a:329)。そのため、被災地に赴くソーシャルワーカーのための研修も実施しているという(新保2005a:329)。

近年は、高齢化および格差が広がる社会の中で、国を挙げてソーシャルワーカーの養成に力を入れており、待遇改善が図られている(新保2014:148)。

このように、先行研究において同国のソーシャルワーカーは、その役割と実践の詳細が具体的に記されており、また、参考になるモデルのひとつとして取り上げられてきたと言える。

(2) ブルネイ・ダルサラーム

ブルネイ・ダルサラーム国(以下、ブルネイ)のソーシャルワーカーに関する文献は、一切見当たらない。

同国は高い経済水準と充実した社会福祉を

実現しており、ブルネイ国民であれば医療費や教育費が無料で、個人の所得税もかからない(外務省2014)。また、「これまでに一つも収容施設を作ったことがない国として有名である」(小林1995:45)と言われている。しかし、この情報の信頼性は明らかではない。

国際ソーシャルワーカー連盟の加盟国ではなく、ソーシャルワーカーの存在についてさえ不明である。

(3) タイ王国

タイ王国(以下、タイ)のソーシャルワーカーに関する文献について、澤(2007)とデチャ(2007)をもとに整理する。

両著の2007年時点は、その後にソーシャルワーク専門職の法施行が予定されている段階であった(デチャ2007:55)。

ソーシャルワーカーとしての証明書は、大学のソーシャルワーク学部を卒業することで取得できる(澤2007:85)。ただし、NGOなどの民間に従事する者には、実務5年後に研修を受けて発行されることになる(澤2007:85)。ソーシャルワーカーは国家資格化されていないが、多くのソーシャルワーカーはタイソーシャルワーカー協会の倫理規定にしたがって任務にあたっている(デチャ2007:55)。

ソーシャルワーカーの所属先は大半が政府機関であり、その配属先は社会福祉一般、労働、教育、健康、精神医療、司法などである(デチャ2007:55)。民間およびボランティア機関の従事者は少ない(デチャ2007:55)。ソーシャルワーカーの人材需要は、グローバル化といった社会の変化により、特定のターゲット・グループ向け直接サービス、地域および国際レベルでの社会サービスの運用や政策実践において、増大している傾向にある(デチャ2007:56)。

「タイでは1932年に絶対君主制が廃止され、立憲君主制が敷かれるかたちで近代社会政治

が歴史的発展を遂げてきたが、それに沿うかたちでソーシャルワーク教育も生まれ、発展してきた」（デチャ2007：56）。当初は、社会福祉機関を含む行政制度を欧米化することによって国づくりを進めることに力が注がれ、さらにその一環として、社会福祉制度や近代的諸機関を設立する努力がなされた（デチャ2007：56）。ホームレス・シェルター、リハビリセンター、老人ホームなどが欧米型の福祉施設として設立されていったのである（デチャ2007：56）。さらに、1942年に創設された全国文化協議会によって、欧米型のソーシャルワークおよび社会福祉教育が導入された（デチャ2007：57）。このソーシャルワーク実務にかかわる養成コースは、当時の慈善団体および公的組織においてサービス業務に従事する人たちを対象としたものであった（デチャ2007：57）。この養成コースは後に、「同協議会によりソーシャルワーク教育認定プログラムへと発展していった」（デチャ2007：57）。最初にそうしたプログラムへ参加したのは、公共福祉機関に従事する公務員および少数のボランティア機関に従事していた人たちである（デチャ2007：57）。その後、同プログラムは全国文化協議会から公立タマサト大学に移管された（デチャ2007：57）。

タマサト大学に1954年に新設された社会福祉学部で、ソーシャルワーク学士号が導入された（デチャ2007：57）。長い間、タイでは同大学がソーシャルワークを学ぶことが出来る唯一の大学であったが、1990年に私立のホア・チョウ・チャロンプラキャット大学が第二の機関として誕生した（デチャ2007：57）。2007年において、ソーシャルワーク学士号を授与する学校はこの二校のみである（デチャ2007：58）。学位は授与していないが、ソーシャルワークや社会福祉で研究コースを提供している高等教育機関は四校ある。同国においてソーシャルワーク教育はまだ未定着の研究分野であり、教員と学生の数は少ない

（デチャ2007：55）。

学部におけるソーシャルワーク実習は、二年次で政府所管施設（病院、刑務所、リハビリ施設、児童および家族施設、NGO）から一カ所を選択し、56日間連続で行う（澤2007：83）。三年次は、都市部あるいは農村部のコミュニティを一カ所定め、ホームステイを原則として56日間連続で行う（澤2007：83）。四年次は、タマサト大学は必修ではなく自己選択としているが（澤2007：83）、ホア・チョウ・チャロンプラキャット大学は必修としており、施設を選択して四ヶ月間行う形式をとっている（澤2007：85）。

ホア・チョウ・チャロンプラキャット大学の方が卒業後に現場のソーシャルワーカーになる学生が多く、授業内容もより実践的なプログラムを教えている（澤2007：85）。タマサト大学は名門校のため、ソーシャルワーカーを目指して入学する学生よりも「タマサト大学卒業」というステータスを求めて入学する学生が大半を占めるという（澤2007：82）。

大学院修士課程のプログラムは、様々な分野における管理運営、政策実践を対象としており、コースはコミュニティ・ディベロップメント、クリミナル・ジャスティス（HIV・DV・虐待など）、社会福祉政策、労働の開発と社会福祉、そして社会福祉活動が用意されている（澤2007：82）。実習は、ダイレクト・プラクティス、ソーシャル・リサーチ、ソーシャル・ポリシー、ソーシャル・アドミネストレーションから興味のある分野を選択して行う（澤2007：83）。一年目に授業、二年目に実習を行う構成である（澤2007：83）。

博士課程は、教育職および研究職を目指す人が対象であり、コースは「社会福祉事業」のみとされる（デチャ2007：58）。

タイにおけるソーシャルワークの発展は、ソーシャルワーク教育担当者およびソーシャルワーカーの教育訓練面での国際協力に負

うところが大きい（デチャ2007：66）。タマサト大学の社会福祉学部の教員は、国際機関で教育訓練を受けるなどしてきた（デチャ2007：66）。そのほか、カンボジア難民がタイに流入してきた際の救援活動、北米のソーシャルワーク学校との交流も挙げられている（デチャ2007：66-67）。

(4) マレーシア

マレーシア（連邦制国家）のソーシャルワーカーに関する文献について、セバスチャン（2007）を中心にみていく。

同国におけるソーシャルワーク教育の端緒は、植民地時代にみることができる。1937年のイギリス占領下において、社会福祉サービスを担当する社会サービス部が誕生した（セバスチャン2007：101）。当時の社会福祉担当官は、ロンドン経済大学のソーシャルワーク教育プログラムで2年間にわたって研修を受講したという（セバスチャン2007：101）。

1964年には、クアラルンプール大学病院にはじめて医療ソーシャルワークが導入された（セバスチャン2007：101）。当時医療ソーシャルワーカーの大多数は、シンガポール国立大学などの海外で研修を受けたという（セバスチャン2007：101）。小林（1985：6）によると、当時からソーシャルワーカーの資格基準にシンガポール国立大学の学位が含まれていた。

ソーシャルワーカーの就業先としては、マレーシア社会福祉省およびマレーシア厚生省が最も多く、企業はごく少数である（セバスチャン2007：109）。同国は近年の経済成長の結果、政府が全額運営資金を支出する公設の児童養護施設が登場してきた（白石2010）。しかし、実際にはまだ児童養護施設の大半はNGOが運営している（白石2010）。他の途上国と同様に、NGOがソーシャルワーク直接提供機関として重要な役割を果たしているのである。

「マレー社会の扶養観は、どの民族も同様

に『高齢になった親を身体的にも経済的にも面倒を見ることは子どもの義務。それができることはこの上もなく幸せなこと』とされてきた。しかしながら、進展する都市化や核家族化、女性の高学歴化と社会進出、多様化する価値観などから多くの社会的変化が現れ」（戸澤2012b：462）、その影響は介護形態にも反映されている。物理的に家族介護が不可能で、経済的に余裕のある家庭はメイドの雇用あるいはナーシングホーム等へ頼る傾向にある（戸澤2012b：462）。家族から介護も経済的支援もない高齢者は、公的な施設やNGOの養護老人ホームへの入所を余儀なくされている（戸澤2012b：462）。

同国のNGOは、その収入源を海外からではなく、主に国内の寄付に頼って活動している（白石2010）。マレーシア政府が海外からの寄付金獲得に規制をかけているため、NGOは海外からの寄付を獲得できないのである（白石2010）。これにより、施設の予算規模は小さく、専門職としてのソーシャルワーカーを雇うことが出来ないという問題を引き起こしている（白石2010）。

2007年時点において、マレーシアではまだ、ソーシャルワークとは何か、あるいはソーシャルワーカーの役割やその貢献とは何かについて、一定の誤解や混乱が生じている（セバスチャン2007：112）。その実態として、専門家や研究者の間ではソーシャルワーカーに対する認知度と地位について広く論議されてきているが、一般にはソーシャルワーカーとしての就職先が少なく、勤めたとしても昇進が望めないなどの問題が生じている（セバスチャン2007：102）。こうした背景から、マレーシア社会において、ソーシャルワーク教育、ソーシャルワークの専門職化、そしてソーシャルワークのレベル向上に関して、一般の人々や政府の認識を改めさせる必要があると議論されている（セバスチャン2007）。

長い間、学部でソーシャルワークプログラ

ムを提供するのはマレーシア科学大学だけであったが、1990年以降にサラワク大学、ウタラ・マレーシア大学など複数の大学が参入した（セバスチャン2007：102-103）。NGOで働くスタッフおよびボランティア向けの研修コースを数多く提供している福祉社会開発全国協議会も、人気を集めている（セバスチャン2007：109）。

養成機関は増加しつつあるが、一方で、大学生の間にソーシャルワークの資格だけでは適当な就業を確保することはできないとの思いがある（セバスチャン2007：103）。学生は、ソーシャルワークを副専攻科目として履修したり、他の科目を重ねて専攻することを選択している（セバスチャン2007：103）。ソーシャルワークの質や学問分野としてのソーシャルワークを高めていかなければならない（セバスチャン2007：103）という課題が浮き彫りになっている。

こうした状況に加え、同国にはソーシャルワークのライセンス認可機関がないことから、ソーシャルワークの専門能力開発に向けた措置、基準作りが必要となっている（セバスチャン2007：104）。これに関して最も新しい文献（戸澤2012b：459）によると、ソーシャルワーカーの法令（Social Workers Act）草案作成が2010年に着手されたという。その内容は、ソーシャルワークとは専門的知識と技術を持ったプロのワーカーが行うものであり、教育・訓練内容を国際基準から見てもそんなレベルにまで引き上げること、ライセンスの登録や監督など、構造的な検討に関わるものである。

「地域社会をベースとするリハビリテーション（Community Based Rehabilitation：CBR）は、マレーシアで大いに発展を遂げ」（セバスチャン2007：114）てきた。今後は、ソーシャルワーカーに対する国民および学生の見方を変革させるため、一般に向けて広く働きかける必要が生じている。

（5）ベトナム社会主義共和国

向井（2005）はNguyen Thi Oanh氏が著した論文⁴を要約・引用しながら、ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）におけるソーシャルワーカー養成の歴史的展開と現状についてまとめた。同国はポストコロナリズムの典型であると言われている（向井2005：96）が、これはソーシャルワーカーの歴史にも反映されている。

ベトナムは、中国・フランス・日本・アメリカによって植民地あるいは植民地化された時代が長く続いた。こうしたなか、1962年以降のフランス植民地時代に、フランス人が引き起こした社会問題の増加に伴って、フランスのソーシャルワークが導入された（向井2005：98）。第二次大戦を経て再びフランスが宗主国になると、フランスはそれまで以上に自国のソーシャルワークをベトナムへ導入したという（向井2005：99）。しかし、西洋の先進的なソーシャルワークモデルは、ベトナムに馴染まず、社会問題を改善することはできなかった（向井2005：99）。たとえば、家族の絆が強い国では介護力を補うことが必要であるとしても、介護サービスを直接的に受け入れることは難しい場合がある。当時のソーシャルワークモデルが、土着の文化特性に適應するに至らなかったことなどが要因として考えられるのではないだろうか。

その後、フランスに代わってアメリカが南ベトナムに介入するようになる。戦災孤児などを対象に国際的な児童福祉援助が展開されるようになり、こうしたなかでソーシャルワーカーを養成する教育機関が誕生するようになった（向井2005：100）。1970年にベトナムソーシャルワーカー協会が設立されるに至る（向井2005：100-101）。

ところが、1976年にベトナム戦争が終わり、南北統一によってベトナム社会主義共和国が誕生すると展開は一変する。藤本（2006）は、同じくNguyen Thi Oanh氏の論文を用いな

がら、ベトナムのドイモイ期におけるソーシャルワークについてまとめた。それによれば、同国は社会主義社会になることで政府、協同組合、労働組合、女性・青年・農民たちの巨大組織がその構成員の福祉に責任をもつため、ソーシャルワーカーは理論上必要ないと解された(藤本2006:17)。また、ソーシャルワークは西洋のブルジョアに起源を持つ社会科学であるとみなされ、禁止されたという(藤本2006:17)。しかし、ドイモイ政策の経済的成果が認められる一方で、貧富の格差拡大といった社会問題が生じ、1980年代後半から政府はソーシャルワーカーの必要性を認識するようになる(藤本2006:17, 向井2005:102)。こうした変遷を経て、同国では近年ようやくソーシャルワークという言葉が公的な市民権を得つつある(藤本2006:19)。

近年のソーシャルワーカー養成に関しては、向井(2009)がその現状と課題をまとめている。同国のソーシャルワーカー養成は2004年に本格的に開始された。そのカリキュラムには、ベトナム独自の特色がみられる。たとえば、「マルクス・レーニン主義哲学」、「ベトナム共産党史」、「ホーチミン思想」、「国防教育」などが必修科目となっており、社会主義国独自のイデオロギー教育がなされている(向井2009:30)。

このように、ベトナムのソーシャルワーク教育には、戦争と植民地時代の影響、社会主義国としての特徴が色濃く映し出されているという印象を受ける。こうした同国のソーシャルワーカーの歴史の変遷は、特定の情報源をもとにしており、先行研究の数も非常に少ない。

向井(2009:105)は、障害児教育に携わる人々のなかから社会福祉やソーシャルワークが必要とされてきたのではないかと見解を示している。課題としては、対人援助技術を学ぶ科目が少ないこと、教育のレベル向上が必要であること、社会福祉の概念統一が求め

られること、そして国民の80%以上が農村部に居住していることから、地方都市での養成を進めるべきであると言及している(向井2009:37-38)。

近年の状況については、Sakamoto(2013, 2014)から伺うことができる。同国にソーシャルワークを学ぶ学部・学科はおよそ40校ある(Sakamoto 2014:40)。しかし、未だソーシャルワークの専門家が働く場は少なく、ソーシャルワークとボランティアや慈善活動との区別がなされていないことから、出家者の方がソーシャルワーカーよりもソーシャルワークを行っていると思なされることがある(Sakamoto 2014)。それには、仏教思想と住職らの積極的な慈善活動が関係しており(Sakamoto 2013, 2014)、一般に精神的な問題についての相談はソーシャルワーカーよりもお寺に相談に行く傾向があるという(Sakamoto 2014:70)。現在はまだ、専門職としてのソーシャルワーカーを確立させる途上の段階である。

(6) インドネシア共和国

インドネシア共和国(以下、インドネシア)のソーシャルワーカーについては、これについてまとめた唯一の文献である都築(2007)を引用する。

同国にソーシャルワーカーの国家資格はなく、ソーシャルワークは「ボランティアワークの一部にしかすぎない、誰にでもできる『アマチュア』としたらえ方で受けとめられているのが大方のところである」(都築2007:71)。

都築(2007)は自らが国際協力機構のシニア海外ボランティアとして従事したバンドン社会福祉大学を紹介している。同校は四年制の社会福祉大学校で、在学生の約80%以上が現職の地方公務員である(都築2007:74)。学生らは職務の一環として学んでおり、在学中も公務員としての給与は支払われ、卒業

後はもとの配属先に戻っていく（都築2007：74）。すなわち、同校は公務員再教育機関としての役割も担っているのである（都築2007：74）。

社会福祉分野のカリキュラムは、類似した科目が複数みられ（都築2007：74-75）、問題解決のために環境改善を図るよりも、人々の行動変容を求めることを意図した心理療法の科目が多く見られるといった状況にある（都築2007：82）。

実習は二年生からはじまり、グループによる村落生活を二回、施設での実習を二回、それぞれ一ヵ月間ずつ行い、卒業までに計四回の四ヵ月間にわたる現場実習を体験する（都築2007：75）。長期に及ぶ実習であるため、学生にとっては食、住、交通費などの経費負担が重い（都築2007：76）。

村落における実習では現地住民との対話を重視するため、学生は住民が農作業を終えたあとの夜間に訪問してインタビューを行い、問題の掘り起こしに努める（都築2007：75）。他国にはあまり例をみないスタイルでの実習である。そうした実習のなかで見出す問題は、貧困からはじまって学校、非行、麻薬、障害者、高齢者、失業、家庭内暴力など、すべての問題が少しずつ、ひとつの村に凝縮されて存在している（都築2007：75-76）。公的福祉施設、民間福祉施設での実習も同様に、どの施設でも運営上の財政問題が圧倒的に多く、学生はクライアントに対するケアのあり方など、質の問題について考えるところまでは至っていないようである（都築2007：76）。この点は、実習指導がどのように展開されているかについて関心をひくところでもある。

学生は関心を持った問題のなかからテーマを見つけて、最終的なレポートを作成し、県に対して改善のためのプロポーザルを提出することもある（都築2007：76）。

ソーシャルワーカーの業務においては、たとえば児童養護施設はウェイティング・リス

トに載せておかないと利用することができないほど不足が生じている（都築2007：79）。また、同国の社会現象となっている汚職が、ソーシャルワーク活動の阻害要因のひとつとなっているという（都築2007：72-73）。

インドネシアのソーシャルワーカーが社会で専門職と認められるにはまだ時間を要する状況にあるが、養成課程に特徴があり、それは技術を磨くための好環境であることが伺える。

(7) カンボジア王国

カンボジア王国（以下、カンボジア）のソーシャルワーカーについてまとめた文献は、ラタ（2004）が唯一である。

周知のとおり、ボル・ポトは富裕層や知識人をカンボジア社会から抹殺するため、1979年に政権が崩壊するまでのわずか3年間の間に、約200万人の国民を虐殺した。貧困や紛争を背景にしてソーシャルワークが担うべき社会問題が広範にわたるなか、現在、エイズや人身売買といった問題に対する取り組みのほとんどは国際NGOによって行われている。

協阪（2000：20）の報告に見られるように、多くのカンボジア人スタッフがそれら国際NGOに従事しているが、組織の中核は外国人であり、運営に関する決定権は限定されている。ソーシャルワーカーを養成する教育機関は、ニーズが高いにもかかわらず全く整備に着手されてこなかったという。

こうした状況を憂慮して、国連児童基金（United Nations Children's Fund）の支援によりカンボジア国内に人材養成機関を作ろうとする動きが始まった。様々な目的、対象者、技量や課題を抱えつつも、1990年代中頃からいくつかの組織によってソーシャルワークの短期研修計画が取り組まれてきた（ラタ2004：1）。しかし、ソーシャルワークの訓練校はなく、大学にもソーシャルワークの授業や学位は存在しておらず、こうした問題に関心をもつ少数の専門家グループは問題に対処

するための作業委員会を設立することを思いついた（ラタ2004：1）。このグループは2002年に、明確な基準を有するソーシャルワークの修士課程と準専門職訓練教育機関を設けることを目標としていた（ラタ2004：1）。

これについてその後の動向は確認できないが、脇阪(2000:14)によれば、国際NGOがソーシャルワーカーの研修を実施して育成に寄与しているとある。また、アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟（Asian and Pacific Association for Social Work Education 2007）は王立プノンベン大学へのソーシャルワーク学部設立のサポートを計画するなど（脇阪2000：14）、徐々に専門職としてのソーシャルワーカーが生まれつつあるように見受けられる。

(8) ミャンマー連邦共和国

ミャンマー連邦共和国（以下、ミャンマー）のソーシャルワークに関する国内の文献についても、山下（2007a）の報告が唯一である。

同国における社会福祉の展開は、宗教団体の貢献に因るところが大きい（山下2007a：2）。「仏教が深く市民生活に根を下ろしているため、古くから寺院によって福祉サービスが実施されてきた。特に高齢者と児童の領域に力が入られてきた」（山下2007a：2）。高齢者は仏教思想の影響により、社会的に敬愛され、恵まれない状況にある人々に対する慈善的な支援がなされてきた（山下2007a：2）。児童についても慈愛の精神によって、家族のもとで十分なケアがなされない者に対しては、寺院で養育と教育がなされてきた（山下2007a：2）。

1953年に国家に社会福祉省が設立され、社会福祉局がサービス実施機関として設けられた（山下2007a：2）。現在は政府機関、非政府機関、国際非政府機関、国連の機関等によって福祉活動がなされている（山下2007a:2-3）。

社会福祉局が福祉サービス政策に関して

掲げている目的のひとつに、「ボランティアのソーシャルワーカー養成」がある（山下2007a：3）。「ミャンマーにおける社会福祉人材の多くは、政府関係の福祉関連部門で政策の実施をしている公務員である。その他は、人道援助に携わるNGO関連で活動をする者たちである。そうした人材を養成するための大学はないが、社会福祉局が社会福祉訓練学校を運営し、主として政府関係福祉担当者の現任訓練を実施している」（山下2007a：12）。3年ごとに転勤があり、福祉教育を受けた者は皆無であり、担当する部署に関する知識もスキルもないため、社会福祉訓練学校が研修プログラムを実施しているのである（山下2007a：12-13）。

「長期および短期の研修プログラムがあり、その内容は欧米型の福祉プログラムに準拠している。これは、社会福祉訓練学校がシンガポールのマラヤ大学の支援を受けて、教員の交流および研修を行っていることと関係がある」（山下2007a：13）。

「受講生は1コースあたり30人程度で、学校内の宿舎に宿泊し、3ヵ月間学ぶ」（山下2007a:13）。カリキュラムは、ソーシャルワーク研修コース、社会福祉担当官研修コース、障害者ケア研修コース、福祉担当ボランティア研修コース、ボランティア保護司研修、薬物依存症者担当ソーシャルワーカー研修などである（山下2007a:13）。「一度に3つのコースの開講が可能であり、90人までの生徒を受け入れることができる」（山下2007a：13）。

「この訓練学校が直面している困難は、十分な技能を有する訓練担当者を確保することである。このため、ミャンマー政府は2003年シンガポール政府に対して、人材育成に関する助成の申し入れをした。その結果、シンガポール国際基金が2年間単位でひと月間におよぶ集中研修を設定し、経験を有するシンガポールのソーシャルワーカーの協力をえながら力量アップを図るプログラムが実施される

ようになった」(山下2007a:13)。「国情により諸外国との交流は限定されており、公的にはシンガポールのみが協力関係を有している状態である」(山下2007a:14)。

(9) ラオス人民共和国

東南アジア諸国において一段と開発が遅れているラオス人民共和国(以下、ラオス)は、社会福祉関連の先行研究の対象とされることが特に少なかった。さらに、そのなかでソーシャルワーカーについてまとめた資料としては、山下(2006)が唯一である。ミャンマーとラオスについての山下の報告(2006, 2007a)は、いずれも日本社会事業大学社会事業研究所の事業の一環として調査したものである。

ラオス国内にソーシャルワーカーを養成する教育機関はないため、仮に専門的な教育あるいはトレーニングを受けることを希望する者がいる場合、希望者は海外の教育機関で学ばなければならない(山下2006:6)。しかし、アジアで最も貧しいと言われる国のひとつである同国の人々にとって、それを実現することは非常に難しい(山下2006:6)。

山下(2006:6)によると、社会福祉サービスとして紹介されている主な領域は、次の四つである。第一に自然災害および火災の被害者を救済するための緊急支援、第二に孤児に対する住居と就学支援、第三に送還された難民に対する長期および短期の定住化と生活支援、第四にストリートチルドレンや人身売買、虐待、孤児、障害児などの特別な保護を要する児童への支援である。

こうしたサービスが実施されており、福祉行政職が置かれてもいるが、そのほとんどが専門的な訓練を受けておらず、人材不備の状況にある。国連児童基金が福祉労働省のスタッフを対象に、特に子どもの権利と家族に関するトレーニングの支援をしているという。また、実際の現場では政府機関よりも国

際機関、外国政府、NGOが活動をリードしている(山下2006:7)。

誰もソーシャルワークを学んだことがないという状況は、これからも諸外国の知識や技術、および人材に依存しながら施策を実行していかざるをえないということを意味する(山下2006:16)。

人身売買、児童労働や性的搾取等は国際問題ともなっており、ラオス国内の解決能力を高める必要性は高いが、現在どの程度ソーシャルワーカーの専門教育が行われているかは確認されていない。

(10) 東ティモール民主共和国

東ティモール民主共和国(以下、東ティモール)のソーシャルワーカーに関する文献は、一切見当たらない。同国は、2002年にインドネシアから独立を果たしたばかりで歴史が浅い。ポルトガルやインドネシアによって独立の機運を抑え込まれてきたこともあり、政情が安定してこなかった。それが、先行研究が無いことの大きな要因のひとつと考える。

1-2 小括

上に見たように、東南アジアのソーシャルワーカーに関する日本国内の文献は、シンガポールを除けば、海外の一事例として紹介する機会さえほとんどなく、調査対象として取り組んだ先行研究はごく少数である。関連する文献がひとつしかないという国、そして関連する文献が全くないという国が複数あり、限られた情報しか与えられないものの、いくつかの共通点が見出された。それは次の三点である。

第一に、ソーシャルワーカーの国家試験は行われておらず、国家資格化がなされていないことである。シンガポールはこれの中で唯一、2009年に国家資格の認定制度を設けているが、国家試験は行っていない。

第二に、ソーシャルワーク教育機関におけ

る欧米型ソーシャルワークの導入である。東南アジア諸国のほとんどが植民地支配下におかれた経験を持ち、ベトナム、マレーシアなどはその植民地時代にソーシャルワークの萌芽が見られている。植民地時代を除いても、ミャンマーのほか、植民地支配の経験をもたないタイさえも、欧米型ソーシャルワーク教育を導入した経過を辿っている。また、アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟が欧米型ソーシャルワーク教育の「宣教師」の役割を担ってきた（松尾・秋元2013：301）と言われている。このように欧米型ソーシャルワークを導入することは、ソーシャルワークそのものの歴史の変遷から、いわば自然な流れであるが、あえて「欧米型」と記されていることには、自分たちのものではないという異質性を強調しているのではないだろうか。

また、こうした「欧米型ソーシャルワーク」におけるその後の発展は芳しくなく、東南アジア諸国のほとんどにおいて、未だに専門職としてのソーシャルワーカーは社会的位置づけがなされていない。ベトナムとインドネシアではソーシャルワークがアマチュアの仕事として捉えられ、マレーシアでは、ソーシャルワークとは何か、あるいはソーシャルワーカーの役割やその貢献とは何かについて、一定の誤解や混乱が生じている状況があり、独自のソーシャルワーカー像を模索している段階にある国が多いと言えよう。

こうした状況に伴ってか、ソーシャルワーク教育機関も充実しているとは言えない。シンガポールに続く経済力をもつタイでさえ、ソーシャルワーク教育機関は2校しかないのである。しかも、こうしたソーシャルワーク教育機関は現任スタッフのトレーニングをすることが主な役割となっている傾向にある。この傾向は特に、ソーシャルワーク教育の基盤が構築されていないインドネシア、カンボジア、ラオス、ミャンマーといった国々に見られる。

こうしたなかで、シンガポールとベトナム

が独自の文化への適性を意識したソーシャルワーク教育を行っていることに注目しておきたい。シンガポールは欧米型ソーシャルワークを応用して土着化を図り、ベトナムは社会主義国としてイデオロギー教育に重きを置いている。また、ミャンマーはシンガポールとの協力体制があり、こうした影響を少なからず受けていることが考えられる。

第三は、ソーシャルワーカーに対するグローバルな支援ネットワークである。これは二つの傾向に見分けられる。一つはタイ、カンボジア、ラオスに見られるように、国連や国際NGOによってソーシャルワーカー研修が開催されていることである。

もう一つは、シンガポールによる周辺国への協力体制である。シンガポールは1965年にマレーシアから独立した国であり、マレーシアのソーシャルワーク教育が整備される以前から国立シンガポール大学の学位がマレーシアでも認容されてきた経緯がある。また、ミャンマーが諸外国との交流を限定しているなかでシンガポールのみが協力関係を有し、人材育成に携わってきたことは、両国のソーシャルワーク教育の初期基盤をつくるうえで大きな貢献となっているであろう。

さらに、最も災害発生が多い地域のひとつである東南アジアにおいて、シンガポールは近隣の被災国を支援する体制をつくっている。

このように、東南アジアにはソーシャルワーカーに対するグローバルな支援ネットワークの体制が構築されている。以上をふまえたうえで、フィリピンのソーシャルワーカーに関する研究を取り上げていくこととしたい。

2 フィリピンのソーシャルワーカーに関する国内外の研究

まずは、社会福祉分野におけるフィリピンに関する先行研究について概観していく。

フィリピンの社会福祉に関するわが国の研

究は、古くは海外の動向の一例としてとりあげたに過ぎなかった。村田（1978）はスラムと子どもの事例を通して同国の貧しい状況を紹介した。また、それに対する援助国としての日本の姿勢には反省と課題があると述べている。一方、大谷（1986）はそれと異なる視点からとりあげた。フィリピンの社会福祉の歴史および概況とソーシャルワーカーの専門性について紹介し、当時からソーシャルワーカーの地位が高まりつつあることにもふれている。

2000年代に入ると不況の影響を受けて、老後を物価が安い国で過ごそうという日本人が増加する傾向がみられた。年金受給額が少ない高齢者は、日本での老後の生活に不安を抱えているものの、物価が安いフィリピンであれば生活費の負担を軽減でき、介護士あるいはメイドを安価に雇うことができるということ⁵、関心が集まったのである。これに伴い、一部の雑誌およびメディアではフィリピンにおける日本人高齢者の受け入れ環境について取り上げる傾向がみられた（槌屋2006, 朝日新聞GLOBE2014, 週刊文春WEB 2011など）。

こうした動向の後、2008年には日本とフィリピンの間で経済連携協定（Economic Partnership Agreement）が結ばれた。日本は、フィリピン人の看護師および介護福祉士候補者を受入れることになる。これに伴い、フィリピンに関連する論文は急激に増加した。多くはこうした候補者が日本の介護現場でどのように適応するかに焦点をあてたものであったが、候補者の社会背景やケアの素質に注目し、フィリピン国内のケア現場や文化をとりあげる研究も一部でみられた（安里2007；伊藤ほか2008；小川2009など）。たとえば伊藤ほか（2008：118）は、「ケアギバーの養成や派遣にかかわる機関や利害当事者の周辺では、『家族思い』で『心優しい』と自他ともに認識されるフィリピン人にとって、ケアはまさに『天職』であり、フィリピン人には『良質』のケアができる『国民的素質』

が備わっているというディスコースが広範囲に浸透している」と述べている。この国民的素質は、ソーシャルワーカーにおいても共通して評価できる点であろう。

社会福祉分野におけるフィリピン研究については、以上のような潮流がみられる。ここからわかるように、概して介護のグローバル化に伴う日本あるいは日本人にとってのメリットに焦点が当てられてきた。しかしながら、フィリピンの社会福祉、介護、あるいはソーシャルワークから何かを学び得ようという視点は、ほとんど見受けられない。言うならば植民地主義を思わせるような、経済的および間接的な支配的立場に日本があるといえるのではないだろうか。

このほか、年金・医療などの社会保障制度に関する研究（原島1998；神尾2001；福島2006など）や地域開発・社会開発に焦点をあてた研究（小田川2004, 2006；原島2005）、社会福祉政策に関する研究（谷1989；竹並2010）、ジェンダーに関する研究（小ヶ谷2005；伊藤ほか2008）などがある。

2-1 ソーシャルワーカーの歴史の変遷

ここで、フィリピンのソーシャルワーカーに関する研究について詳しく取り上げたい。アジアあるいは世界のソーシャルワーカーがいかなる現状にあるかについて焦点をあてたわずかな文献において、同国のソーシャルワーカーについて歴史および教育プログラムが取り上げられている。Cordero（1985）、小林（1985）、Quieta（2007）をもとに、同国のソーシャルワークの歴史を年代順に整理する。

1917年に設立された連合慈善会（Associated Charities）は、同国における専門職としてのソーシャルワークの起源であると言われている（Cordero 1985：3）。つまり、この機関で初めてケースワークが用いられ、ソーシャルワーカーがボランティアではなく専従職員として雇

用され、アメリカでソーシャルワークの専門教育を受けた者が初めて事務局長に採用された (Cordero 1985 : 3-4, 小林1985 : 14)。ソーシャルワーカーとして雇用された家庭訪問員らは、社会福祉以外の学問領域における学位取得者であったため、現任訓練が与えられるようになった (Cordero 1985 : 4)。こうして、国内におけるソーシャルワーク教育は1930年代半ばに始まったとされる。

当初は、学術的トレーニングを受けないままソーシャルワーカーの地位にある人々を訓練することが目的であったため、ソーシャルワークの学位を伴わない社会福祉特別コースがフィリピン大学とセントロエスコラー大学に開設された (Cordero 1985 : 11)。また、第二次大戦直前にはソーシャルワーカーに対する公務員試験が実施された (Cordero 1985 : 4)。民間部門においても、同時期にいくつかの団体が事務局長のポストに専門的訓練を受けたソーシャルワーカーを採用した (Cordero 1985 : 4)。

当時はまだソーシャルワーカーが専門職として広く認められていなかったにもかかわらず、多数の人々が高度の専門教育を必要と感じ、アメリカ留学をしたという (Cordero 1985 : 4)。

戦後は、保健及び公共福祉部 (Department of Health and Public Welfare) 下の戦争救済事務所 (War Relief Office) とフィリピン救済および産業復興行政部 (Philippine Relief and Trade Rehabilitation Administration) においてソーシャルワーカーが採用された (Cordero 1985 : 5)。困難な問題を抱えるなか、専門教育を受けていないソーシャルワーカーは訓練する必要があると判断され、国連の福祉教育専門官を招いた研修会が開催され、戦争救済事務所、フィリピン救済および産業復興行政部および社会福祉委員会 (Social Welfare Commission) の職員が参加した (Cordero 1985 : 5)。さらに、国連によ

る技術援助プログラムの一環として、アメリカにおける特別研究制度が主要社会福祉機関の職員に提供された (Cordero 1985 : 5)。これらの職員は、帰国後に新しい知識と技術の普及に努め、ソーシャルワークの専門化を促す一助となった (Cordero 1985 : 5)。

1947年、アメリカ合衆国で訓練を受けたソーシャルワーカーたちがひとつのグループを結成し、それが1948年にフィリピンソーシャルワーカー協会 (Philippine Association of Social Workers Inc.) の組織化へと発展した (Cordero 1985 : 7, 小林1985 : 15)。

1948年8月、エルピディオ・キリノ大統領によって社会改良のための大統領行動委員会 (President's Action Committee on Social Amelioration) が設立されたことにより、ソーシャルワーカーの専門職化はますます進行した (Cordero 1985 : 6)。社会改良プログラム強化に伴い、ソーシャルワーカーは地域の社会経済について調査し、農民の移転や入植の援助、救済物資の分配、そして地域による解決力向上を目的とした自助プロジェクトや経済発展と災害復興を意図した家内産業の育成に携わった (Cordero 1985 : 6)。

同年にセントロエスコラー大学で社会福祉学部が開設されたことで、現職スタッフのスキルアップを目的にはじまった同国のソーシャルワーク教育が、ついに学部レベルのソーシャルワークカリキュラム実施に至る (Cordero 1985 : 11)。さらに、1950年にはフィリピン社会事業学校の開校によって、大学院レベルでの養成が行われるようになった (Cordero 1985 : 11)。

1951年には、社会福祉行政部 (Social Welfare Administration) の主要な役職は、訓練されたソーシャルワーカーが占めるようになる (Cordero 1985 : 6)。1956年に大統領地域開発援助 (Presidential Assistant on Community Development) は女性を地域開発ワーカーとして雇用することを禁止し

たが、フィリピン農村復興運動（Philippine Rural Reconstruction Movement）は多くの女性をソーシャルワーカーに採用し続けた（Cordero 1985：7）。その後、この女性雇用禁止措置はフィリピンソーシャルワーカー協会の尽力によって撤廃されている（Cordero 1985：7）。

1965年には、専門職としてのソーシャルワーカーおよびソーシャルワーク機関について定めた共和国法4373号「フィリピンにおける社会福祉実践と社会福祉機関の運営を規定するための法」（Regulating the Practice of Social Work and the Operation of Social Work Agencies）が成立し（その後1967年8月4日に修正され、共和国法第5175号が成立）、この法律によりソーシャルワーカーの仕事が規定され、ソーシャルワーク機関の業務が監督されることになった（Quieta 2007：88）。また、法の制定により、ソーシャルワーカーになるための国家試験の受験資格として、社会福祉学士号を保有することが条件となった（Cordero 1985：12、小林1985：17-18）。

同時期には、ソーシャルワークのカリキュラムを国民のニーズに適合させ、さらに国際的な基準へと底上げすることを主眼とした改定の動きが現れる（Quieta 2007：88）。現在の国家試験の合格基準は、解答全体で70%以上正答し、正答が50%以下の科目がないことが条件である。

1970年代には、フィリピンのソーシャルワーク教育を欧米型から離れて土着化させるため、目標、カリキュラム、教育方法論の見直しが行われた（Leysonほか 1985：295）。土着の教材が徐々に開発され、用いられている（Cordero 1985：18）。また、この頃にソーシャルワーカーは、国家住宅局（National Housing Authority）やフィリピン社会発展事業会（Philippine Business for Social Progress）といった住宅供給の分野にも従事するようになった（Cordero 1985：20）。当

時にはすでに、保護観察所や少年および家庭関係裁判所においてもソーシャルワーカーが雇用されている（Cordero 1985：20-21）。

1980年代にソーシャルワーク教育課程（教育規則および基準）が成立し、1990年代にはソーシャルワーク教育の方向性が、児童の困難ケースを担当するソーシャルワーカーの能力向上に向けられた（Quieta 2007：89）。

2000年代は、ソーシャルワーク教育の質的な改善を図るために、教育規則および基準、カリキュラムが見直された（Quieta 2007：89）。最新の教育規定は、2010年に定められたものである。

カリキュラムはジェネラリスト・ソーシャルワーカーを養成することに主眼が置かれており、次の三分野から構成される。一般教育コース（63単位）、専門コース（72単位）、その他（14単位）である。

カリキュラムにおける本質的な重点は、国家試験の要件である現場実習に置かれている。実習科目は、個人・家族・小集団に焦点をあてたエージェンシー・ベースド実習500時間とコミュニティ・ベースド実習500時間の合計1,000時間である。これはあくまで原則であり、たとえばフィリピン女子大学（The Philippine Women's University）は独自に、合計1,250時間の実習プログラムを展開している。

こうした学士に関する学術要件は、「ソーシャルワーク教育および養成のためのグローバル基準」（Global Standards for Social Work Education and Training）に準拠しており、そのうえでフィリピンの政治的、社会的、経済的な文脈を含んでいる。グローバル基準と比較すると、特に「多様な民族と文化グループの尊重」、そして随所にみられる「開発」という文言にフィリピンの独自性が感じられ、「フィリピン人の個性とソーシャルワーク」という科目も設置されている。

社会福祉サービス機関の運営基準には、

ソーシャルワーカーを配置することが原則的に定められており、ソーシャルワーカーの就業先は政府機関である社会福祉開発省や社会福祉開発事務所が最も多く、次いで国際NGOが運営する福祉施設がある。

このように、東南アジア諸国と比べてフィリピンのソーシャルワーカーの専門職としての歴史は古く、そしていち早く国際水準に達したという経緯がある。さらに、そのうえで自国への適応を図る試みも先駆けて行われてきた。ソーシャルワーカーを雇用する機関や分野も多岐にわたっている。

2-2 欧米型ソーシャルワークの土着化に向けた過程とその焦点—Filipinization

先に挙げた他の東南アジア諸国におけるソーシャルワーカーの、三つの傾向（国家資格化がなされていない、欧米型ソーシャルワーク導入、ソーシャルワーカーに対するグローバルな支援ネットワーク）とフィリピンのソーシャルワーカーを比較していこう。

まず、ソーシャルワーカーの国家資格化についてフィリピンは、1965年といち早く実現させており、国家試験も実施している。

フィリピンのソーシャルワーカーの歴史に関してLeysonほか（2014：274）は、二人の女性の貢献について記している。ひとりにはニューヨーク社会事業学校で学位を取得し、連合慈善会ではじめて専門職として従事したJosefa Jara Martinez、もうひとりにはコロンビア大学で修士の学位を取得した、国連社会福祉フェローのJosefa Llanes Escodaである。1920年頃は、彼女たちのようにアメリカでソーシャルワークの専門的訓練を受ける傾向があった（Cordero 1985：4）。その事実起因して、フィリピンのソーシャルワーク教育は、特に初期において、他の東南アジア諸国と同様に欧米の影響を強く受けた。この傾向は長年にわたって持続したが、1970年代に入るとフィリピンのソーシャルワーカーた

ちは欧米型からの脱却を模索した（Cordero 1985：18）。その過程と焦点についてLeysonほか（2014）は以下のように論じている。

土着化は、国民のニーズや状況に、真に即応性をもつことを目標とするための試みであり、それは文化がベースになることである（Leysonほか2014：278）。ソーシャルワーク教育の議論が重ねられるなかで見出されたのは、「フィリピン人の心理」に焦点を当てることである（Leysonほか2014：277-278）。すなわち、フィリピン人の個性を理解し、土着語を使うことによる自己表現と、それに関連する概念に着目することである。たとえば、「damayan」（supporting each other：必要なときの手助け）、「bayanihan」（cooperating with helping each other：地域の助け合い、困っている人を無償で助ける）、「pakikisa」（being in one with another：個人より団体の行動を重んじる）といったフィリピンの伝統的な語がある（Leysonほか2014：290）。これを用いることは社会変革に向けた人々の動員を促すという。また、被災時の心理社会的介入として、宗教曲や賛美歌といったフィリピン人の信仰に関連する要素の活用についても例示している（Leysonほか2014：290）。

Pangalangan（2008）は、ソーシャルワーク教育において芸術の文化と短編小説や詩などの創造的な文学を教材として用いることは、その国のニーズに応じるにあたって文化的な応答を可能にすると考えた。そこで、先住民の創造的な文字の教材を開発した（Pangalangan 2008：384）。さらに、貧困層の窮状と緊急に必要なニーズを察知することが演劇として示されることで、社会正義にもとづいた行動のための貧困学習になることも論じている（Pangalangan 2008：388）。こうした土着化、フィリピン化の試みは、今なお続いている。

フィリピン人は、公用語としてタガログ語と英語を話す、およそ80以上の土着語をもつ。

また、大きく13のグループに分かれた100以上もの先住民たちは、植民地化あるいは民主化の過程で資源収奪の対象とされてきた⁶。それにより、多くの先住民は今なお窮乏した暮らしを強いられる状況下にある。すなわち、彼らは同国の代表的なマイノリティでもある。

フィリピン人は長い占領の歴史を超えて、新しい文化を柔軟に自分たちのものとして受け入れながらも、フィリピン人としてのアイデンティティを守り抜いてきた。たとえばアメリカの植民地主義は、「フィリピンの『伝統』をうまく植民地教育のなかに取り込めなかった」（岡田2014：303）ことが失敗の要因であると言われている。むしろ、外部の支配によって民族性が鮮明になった可能性もあるだろう。

ソーシャルワーク教育における土着化についても、こうした伝統やアイデンティティを自覚しながら展開することに、価値が見出されているのである。

次に、ソーシャルワーカーに対するグローバルな支援ネットワークに関しては、フィリピンもソーシャルワーカーを訓練するために初期において国連の支援を受けた経緯を辿っている（Cordero 1985：5）。近年のグローバルな支援あるいは協力関係について、文献上では特段の記述はみられない。しかし、たとえば2013年11月頃には、フィリピンの台風被災地域支援を目的に、わが国の社会福祉専門職団体協議会がフィリピンソーシャルワーカー協会へ義援金を送っている。

フィリピンはNGO大国であり⁷、世界各国から国際NGOが参入し、ソーシャルワーカーを雇用している状況もある。ただし、こうした国際NGOにおいて、ドナー国がソーシャルワーカーに対して土着化に逆行するような影響を与えている懸念もある。

3 グローバル化における「第三世界」のソーシャルワーカー

西郷（2014：223-224）は、現代のグロー

バル化は西欧化のように単一の方向だけを目指すものではなく、多元化し多様性を持ったものになってきていると述べている。

ところが、ソーシャルワーカーの領域におけるグローバル化に焦点を絞ると、Midgley（1990）は、他国との共同研究や経験値の共有が高まっており、「先進国」と「開発途上国」のソーシャルワーカーが強い連結を確立しているものの、そうした交流はアイディアと実践の方法論が西洋から「第三世界」へ流れる一方向になっていると指摘している。この文献は現在から25年前に著されているが、わが国において「開発途上国」の研究が決して増加傾向にはないことを鑑みれば、欧米化の傾向に大きな変化が生じているとは言い難いであろう。国際協力や専門職団体における国際交流においても、「第三世界」のソーシャルワーカーとの情報交換や技術提供の機会は、先進国とのそれと比較して実績が少なく、関心も低いと思われるところである。

しかし、移民・難民、児童労働、人身売買・臓器売買などの諸問題が国境を越えるなかで、日本国内においても2006年頃より多文化ソーシャルワークに関する研究が少数ながら見られるようになってきた（石河2006；寶田2009など）。日本で生活する外国人を支援するという、単なる「欧米化」とは異なるグローバル化が、わが国のソーシャルワーク実践に見られるようになってきたことは確かである。

グローバル化における「第三世界」のソーシャルワーカーには、第一に欧米型ソーシャルワークの導入が図られてきたが、ソーシャルワーカーの社会的な側面への影響としては様々なものがある。

まず、正の側面としては、ソーシャルワーカーの国際交流によって情報が伝わり、国際機関の活動における専門的実践に生かされたことである（Bogo and Herington 1988）。また、国際NGOの増加も促された。これはソーシャルワーカーの雇用の場として、また直接

サービス提供機関として大きく貢献している。これに関連して「国際的に人材確保が可能となる」(萩原2010:20)ことも、ソーシャルワーカーにとってプラスの効果が働くと考えられる。その理由は、ラオスのようにソーシャルワーク教育を実施する機関がない国において、他国の人材による技術提供を受けることが草の根でスキルアップを図る手立てとなるからである。

負の側面としては、ソーシャルワーカーが扱う問題の複雑化が指摘できる。先住民は開発の抑圧を受け (Ife 2001:2)、海外就労は活発になり、移民が増加している。また、グローバル化が開発を危うくし、ジェンダー化するプロセスを生み出しているという認識は広く共有されている (Ballescás 2004:13)。

総括すると、「第三世界」のソーシャルワーカーは、そうした移民・難民、児童労働、人身売買・臓器売買などのグローバルな諸問題を日常的に抱え、そこに国際機関や国際NGOが介在する環境へ身を置いている。財政に頼れない中で長年の経験を積み、効果的なインフォーマルサポートネットワークのサービスを活用し、様々な文化をもつ人々のなかで働くことに挑戦してきたのである (Midgley 1990:297-298)。換言するならば、様々な生じるグローバル化の変化に適応してきた。前節で述べたように、欧米型ソーシャルワークの土着化という適応も行っている。これは事例としてはまだ少ないものの、「世界の多くの場所で、人々は地方に新しい意味を再投入しようとしてグローバリゼーションの勢力に対抗しようとして」(Ife 2001:4)おり、それは「第三世界」のソーシャルワーカーも同様であるといえよう。

おわりに

「第三世界」の社会福祉は、グローバル社会の様々な影響を受けており、ソーシャル

ワーカーが身を置く環境や扱うケースは日本と異なる点も多いが、格差と不平等、貧困の拡大といった社会問題は通じるものも多い。水本 (2013:2) は、途上国と呼ばれる国が、日本が抱えている課題を理解する、解決につながるヒントを持ち合わせていることがあると述べている。また、小林 (1995:44-45) は、公的な社会福祉制度がない日本の隣国であるアジア諸国に目を向けることは、細分化された制度と制度に縛られた発想しかできない日本の社会福祉援助のあり方を根本から問い直す機会になると述べている。

さらに、こうした視点は日本の立場に限るものではない。Midgley (1990) は、「第三世界」のソーシャルワーカーの専門知識とイノベーションは、西欧のソーシャルワーカーが直面する問題を解決するのに役立つと論じている。

双方の置かれている社会状況や実践について理解しあうことも重要な意義をもつ。日本は人身売買の加害国であることが「人身売買報告書」(U.S. Department of State 2015)によって指摘されているが、こうした問題にソーシャルワーカーがどれくらい介入しているかということ、被害国である「第三世界」の各国に比して十分ではない。「先進国」の搾取によって「第三世界」のソーシャルワーカーの仕事に悪影響がもたらされていることも少なからず事実としてある。すなわち、「第三世界」の社会問題とソーシャルワーカーの実践は、ソーシャルワーカーとして担うべきものを再認識する契機を与える。東南アジアは「第三世界」の他の国々に比して距離的に日本へ近いと、文化的な類似点が多く、社会的な背景も日本との関連が深いという特徴がある。したがって、日本は東南アジアの社会問題に深く関与している場合がある。わが国において東南アジアのソーシャルワーカー研究を進めることは、東南アジアのソーシャルワーカーが抱えている業務への悪影響を緩和

するための一助となる可能性もある。

わが国のソーシャルワーカーは、問題の解決にあたって社会保険制度をはじめとする既存のフォーマルサービスに頼ることが年々難しくなっており、地域の福祉力を向上させる支援がますます期待されている。そうしたなかで、東南アジアに目を向けること、制度がほとんど整備されていないなかで家族や地域の結びつきを強めながらソーシャルワークを展開している「第三世界」の事例に目を向けることは、わが国のソーシャルワーカーの実践に有用な閃きを与える可能性があるだろう。

本稿は、欧米型ソーシャルワークが必ずしも万国に適応しないこと、また、それに関連して土着化の視点を取り入れることが独自の発展を導くことを明らかにした。

2014年に採択されたソーシャルワークのグローバル定義においても、「地域・民族固有の知」、「先住民の知の強調」、「西洋中心主義や近代主義の超克」といった視点が包含されている（社会福祉専門職団体協議会国際委員会2014）。これは少なからず、これまでのソーシャルワークに欧米中心主義が見られたことの反省の上にあるのではないか。

ソーシャルワーカーの教育課程や実践の観点から、地域や民族の固有性を理解してきたのか、先住民の立場に立って権利擁護を十分に行ってきたのか、という問いをかけられているのであるならば、本稿が取り上げたソーシャルワークの土着化の試みは、先駆的なモデルであるといえる。

以上、本稿が明らかにした「第三世界」のソーシャルワーカー研究を行うことの意義である。

Midgley (1981) は1980年代からソーシャルワークにおける植民地主義を指摘しており、欧米型の福祉サービスは非生産的であり、限られた資源を消費することから批判的な見方がなされていると論じている。それに対して、開発途上国のソーシャルワーカーが実践

している開発的ソーシャルワークは生産主義的で、持続可能な発展を進める立場にあるという (Midgley and Conley = 2012 : 25)。

欧米型ソーシャルワークの土着化については、東南アジアに限らず、また他の「第三世界」の国々ばかりではなく、「先進国」に対しても共通して導入する価値を見出すものである。ただし、欧米型ソーシャルワークを土着化したことの成果として、ソーシャルワーカーの実践がいかなるものであるか、そして開発的ソーシャルワークとは具体的にどのような実践であるかについては、今後の現地調査によって明らかにしたい。

注

- 1 ODA (Official Development Assistance) 対象国を、一人当たりの国民総所得 (GNI) に応じて後開発途上国、低所得国、低中所得国、高中所得国の四つに区分している。一般に、このリストに掲載される国を「開発途上国」あるいは「発展途上国」と呼ぶ。
- 2 First name, Last nameの順で表記。カリフォルニア州立大学バークレー校社会福祉大学院の教授である。
- 3 社会的弱者を傍流に追いやることをせず、本流に据えること。
- 4 Nguyen Thi Oanh (2002) Historical development and characteristics of social work in today's Vietnam, *International Journal of Social Welfare*, Blackwell Publishing, volume11, number1.である。
- 5 「フィリピンでは住み込みで安く介護する人を雇うことができ」(神尾2001: 342)、「中産階級以上の家庭ではメイドや看護婦を雇って自宅で介護を受ける」(同: 342)。
- 6 たとえば、アメリカ植民地時代に私的土壌所有制度が制定され、先住民が住んでいた土地は「公有地」とされた。「『法』の名を借りた土地の収奪」と言われている(越田1993: 230)。
- 7 重田 (2005: 280) は「アジアの中では、とりわけ、インド、バングラディシュ、フィリピンの三ヶ国がNGO活動の盛んな国」としている。

文献

- 新井綾香 (2010) 『ラオス 豊かさと「貧しさ」のあいだー現場で考えた国際協力とNGOの意義』 コモンズ.
- Ballescás, Maria (2004) 「Filipino Women Taking On Their Endangered, Engendered World」 横山正樹編『アジア太平洋地域におけるジェンダーと平和学ーアジア女性の社会的地位3』 フェリス女学院大学, pp.49-71.
- Bogo, Marion and Herington, Winnifred (1988) Consultation in social work education in the international context. *International Social Work*, Vol. 31 Issue 4, p305-316.
- デチャ, サングワン (2007) 「タイにおけるソーシャルワーク教育」 日本社会事業大学社会事業研究所編『アジアのソーシャルワーク教育』 学苑社, pp.87-98.
- Cordero, Erlinda A. (1985) 「フィリピンにおけるソーシャル・ワークの歴史」 浜野一郎・小林毅訳, 『明治学院論叢』 第382号, pp.1-24.
- 藤本文朗 (2006) 「ベトナム社会主義共和国 (ドイモイ期) におけるソーシャルワークの導入」 『大阪健康福祉短期大学紀要』 第4号, pp.15-19.
- 福島浩治 (2006) 「フィリピン医療保険制度の分権改革」 『横浜国際社会科学研究所』 第10巻第6号, pp.21-38.
- 萩原康生 (2010) 「グローバリゼーションとアジアの社会福祉問題」 『アジアの社会福祉』 日本放送出版協会, pp.13-22.
- 寶田玲子 (2009) 「日本における多文化ソーシャルワーカーの育成の必要性についてーアメリカにおける多文化ソーシャルワークの実践事例より」 『関西福祉科学大学紀要』 第12号, pp.145-155
- 原島博 (1998) 「フィリピンの社会保障制度の現状と課題」 『海外社会保障情報』 No.123, pp.55-70.
- 原島博 (2005) 「開発途上国援助におけるコミュニティ・ディベロップメントーフィリピンにおけるソーシャルワーク実践としてのCDの取組み」 『ルーテル学院研究紀要:テオロギア・ディアコニア』 No.39, pp.33-42.
- 広井良典 (2001) 『定常型社会ー新しい「豊かさ」の構想』 岩波新書.
- Ife, Jim (2001) 「グローバル化する社会におけるソーシャルワークの視点ー国際ソーシャルワーカー連盟2000年大会基調講演ーローカルとグローバルな実践:ソーシャルワークを新しい地球秩序における人権専門職として再考する」 岩崎浩三訳『ソーシャルワーカー』 第6号, pp.2-17.
- 石河久美子 (2006) 「多文化ソーシャルワークの必要性和その役割」 『多文化ソーシャルワーカーの受け皿と支援の方法ー今あるギャップを埋めるには?』 財団法人豊田市国際交流協会 地域の国際化豊田セミナー講演記録.
- 伊藤るり, 小ヶ谷千穂, プレンダ・テネグラ, 稲葉奈々子 (2008) 「いかにして<ケア>上手なフィリピン人>はつくられるか? ケア・ギバーと再生産労働『国際商品』化」 伊藤るり・足立眞理子編, 『国際移動とく連鎖するジェンダー>ー再生産領域のグローバル化』 作品社.
- 岩崎浩三 (1994) 「シンガポールの社会福祉政策と民間社会福祉活動」 『世界の福祉』 No.34, pp.23-33.
- 桂良太郎 (2001) 「シンガポールにおけるソーシャルワーカー協会の現状と課題について」 『ソーシャルワーカー』 第6号, pp.97-101.
- 桂良太郎 (2002a) 「シンガポール」 仲村優一・阿部志郎・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2002』 旬報社, pp.405-418.
- 桂良太郎 (2002b) 「ベトナム」 仲村優一・阿部志郎・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2002』 旬報社, pp.419-436.
- 神尾真知子 (2001) 「フィリピンの医療保障・介護保障」 日本社会保障法学会編『講座社会保障法第4巻』 法律文化社, pp.323-345.
- 小林明子 (1995) 『アジアに学ぶ福祉』 学苑社.
- 小林毅 (1985) 「フィリピンのソーシャルワーカー」 日本ソーシャルワーカー協会編『各国のソーシャルワーカー』 1, 日本ソーシャルワーカー協会, pp.9-20.
- ラタ・ベン・トン (2004) 「ソーシャルワーカー養成機関設置について」 『カンボジアの福祉サービスー人材養成計画とプログラム開発』 日本社会事業大学社会事業研究所.
- Leyson, Anita T. and Pable, Lolita D. and Nicolas, Justin V. (2014) Social Work Education in the Philippines, *Internationalization and Indigenization of Social Work Education in Asia*, Asian and Pacific Association for Social Work Education and Social Work Research Institute Asian Center for Welfare in Society Japan College of Social Work, pp.253-322.
- 松尾加奈・秋元樹 (2013) 「アジア太平洋地域

- におけるソーシャルワーク教育国際化の歴史—アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟 (APASWE) の史的展開の側面から』『日本社会事業大学研究紀要』第58巻, pp.287-312.
- Midgley, James (1990) *International Social Work: Learning from the Third World*, Social Work, Vol. 35, Issue 4, pp.295-301.
- 水本有香 (2013) 『途上国研究—法と開発、ガバナンス、市民社会』晃洋書房.
- 向井啓二 (2005) 「ベトナムにおけるソーシャルワークの歴史と現状」『佛教福祉学』13号, pp.95-107.
- 向井啓二 (2009) 「ベトナムのソーシャルワーカー養成カリキュラムについて」『佛教福祉学』17-19号, pp.29-49.
- 村田哲康 (1978) 「フィリピンの社会福祉状況 (海外の動き)」『社会福祉研究』第23号, pp.79-82.
- 日本社会事業大学社会事業研究所編 (2007) 『アジアのソーシャルワーク教育』学苑社.
- 小田川華子 (2004) 「フィリピン・メトロマニラ郊外の再定住地における地域社会開発の課題—状況の課題とリーダーシップの考察を通して」『立命館大学人文科学研究紀要』第83号, pp. 141-165
- 小田川華子 (2006) 「貧困政策にみるフィリピンにおける社会開発政策の特徴」社会政策学会編集『社会政策における福祉と就労』法律文化社, pp.91-103.
- 小川玲子 (2009) 「外国人介護職と異文化間ケア—フィリピンの日本人高齢者施設の経験から」『九州大学アジア総合政策センター紀要』第3巻, pp.113-126
- 小ヶ谷千穂 (2005) 「海外就労と女性のライフコース—フィリピン農村部の若手シングル女性と世帯内関係を手がかりに」『ジェンダー研究』第8号 (通巻25号), pp.99-111.
- 大谷嘉朗 (1986) 「フィリピンの社会福祉」『社会福祉研究』第39号, pp.91-93.
- 岡田泰平 (2014) 『「恩恵の論理」と植民地—アメリカ植民地期フィリピンの教育とその遺制』法政大学出版.
- Pangalangan, Evelina A. (2008) *Teaching Strategies and Techniques: Philippine Experience*, *Journal of Teaching in Social Work*, Vol.28, Issue 3/4, pp.381-395.
- Quieta, Romeo C. (2007) 「フィリピンにおけるソーシャルワーク教育」日本社会事業大学社会事業研究所編『アジアのソーシャルワーク教育』学苑社, pp.87-98.
- 崎山克彦 (1995) 『何もなく豊かな島—南海の小島カオハガンに暮らす』新潮社.
- 西郷泰之 (2014) 「グローバリゼーションの中でのアジアの社会福祉の展望」桂良太郎・西郷泰之編『アジアの社会福祉と国際協力』放送大学教育振興会, pp.221-231.
- Sakamoto, Etsuko ed. (2013) 『ソーシャルワークにおける仏教の役割—日本・ベトナム比較研究』Asia and Pacific Association for Social Work Education.
- Sakamoto, Etsuko ed. (2014) 『ソーシャルワークにおける仏教の役割—日本・ベトナム比較研究』Asia and Pacific Association for Social Work Education.
- 澤伊三男 (2007) 「アジア型社会福祉発展モデルに関する研究タイ国における大学等調査報告—大学におけるソーシャルワーク実習の実施体制と福祉現場の実情」『社会事業研究所年報』日本社会事業大学, No.43, pp.79-102.
- セバスチャン, サンディアア (2007) 「マレーシアにおけるソーシャルワーク教育」日本社会事業大学社会事業研究所編『アジアのソーシャルワーク教育』学苑社, pp.99-118.
- 新保美香 (2005a) 「シンガポール」仲村優一・阿部志郎・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2005』旬報社, pp.325-338.
- 新保美香 (2005b) 「シンガポールにおける社会福祉実践と人材育成①シンガポールの社会福祉とソーシャルワーカーの活動」pp.96-99.
- 新保美香 (2005c) 「シンガポールにおける社会福祉実践と人材育成②社会福祉教育と現認研修の実際」pp.96-99.
- 新保美香 (2005d) 「シンガポールにおける社会福祉実践と人材育成③ファミリーサービスセンターにおける社会福祉実践」pp.96-99.
- 新保美香 (2005e) 「シンガポールにおける社会福祉実践と人材育成④未来志向の社会福祉実践に学ぶ」pp.96-99.
- 新保美香 (2014) 「アジア各国の社会福祉④シンガポール」桂良太郎・西郷泰之編『アジアの社会福祉と国際協力』放送大学教育振興会, pp.141-154.
- 白石雅紀 (2010) 「東南アジアにおける児童養護施設の現状と課題—マレーシアとフィリピンとの比較を通じて」日本社会福祉学会第58回秋季大会自由研究発表.
- 菅谷広宣 (2009) 「国民皆保険・皆年金を目指

- すフィリピンの社会保障』『賃金と社会保障』No.1501, 賃社編集室, pp.49-65.
- 武井昭 (1999) 「『豊かな社会』の理論的構造とその発展」『地域政策研究』第2巻, 第1・2合併号, pp.19-33.
- 竹並正宏 (2010) 「フィリピンの社会福祉政策と市民社会運動」『九州栄養福祉大学研究紀要』第7号, pp.145-174.
- 竹内常善 (1996) 『開発と貧困—豊かさの中の貧しさと、貧しさの中の豊かさ』広島平和文化センター.
- 谷勝英 (1989) 「フィリピンの社会福祉政策の変遷と特徴」『東北福祉大学紀要』第14巻, pp.45-60.
- 暉峻淑子 (1989) 『豊かさとは何か』岩波新書.
- 戸澤由美恵 (2012a) 「タイ」宇佐美耕一・小谷眞男・後藤玲子・原島博編『世界の社会福祉年鑑2012』旬報社, pp.441-451.
- 戸澤由美恵 (2012b) 「マレーシア」宇佐美耕一・小谷眞男・後藤玲子・原島博編『世界の社会福祉年鑑2012』旬報社, pp.453-478.
- 都築まさ子 (2007) 「インドネシアにおけるソーシャルワーク教育」日本社会事業大学社会事業研究所編『アジアのソーシャルワーク教育』学苑社, pp.71-86.
- 協阪紀行 (2000) 『朝日新聞社協阪紀行氏による途上国NGOへの開発支援政策評価—カンボディアとインドネシアの現場から—報告書』国際協力事業団.
- 安里和晃 (2007) 「日比経済連携協定と外国人看護師・介護労働者の受け入れ」久場嬉子編『介護・家事労働者の国際移動—エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社.
- 山下英三郎 (2006) 『ラオス人民共和国における社会福祉の現状』日本社会事業大学社会事業研究所編, 日本社会事業大学社会事業研究所.
- 山下英三郎 (2007a) 『ミャンマーにおける社会福祉サービスの現状』日本社会事業大学社会事業研究所.
- 山下英三郎 (2007b) 「アジアにおけるソーシャルワーク人材養成とソーシャルワーカーの就労状況について」『社会事業研究』No.46, pp.70-75.
- 1.html) 閲覧日2014.11.27.
- Asian and Pacific Association for Social Work Education (2007) “E-NEWSLETTER ASIAN & PACIFIC ASSOCIATION for SOCIAL WORK EDUCATION” (<http://www.anzswwer.org/download/eNewsletterSeptember2007.pdf>) 閲覧日2014.11.16.
- Berkeley School of Social Welfare (2015) (<http://socialwelfare.berkeley.edu/james-midgley>) 閲覧日2015.1.28.
- 外務省 (2014) 「ブルネイという国—豊かな自然と資源に恵まれた平和な国」と日本の絆」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol114/index.html>) 閲覧日2014.11.3.
- 社会福祉専門職団体協議会国際委員会 (2014) 「IFSW (国際ソーシャルワーカー連盟) の『ソーシャルワークのグローバル定義』新しい定義案を考える10のポイント」(http://www.japsw.or.jp/international/ifsw/SW_teigi_kaitei.pdf) 閲覧日2015.10.10.
- 週刊文春WEB (2011) 「安くて広々としたフィリピンの老人ホームの落とし穴」(<http://shukan.bunshun.jp/articles/-/900>) 閲覧日2014.12.29.
- 槌屋史子 (2006) 「海を越える日本人高齢者～老後をフィリピンで暮らす」『国際人権ひろば』No.68. (<http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section2/2006/09/post-225.html>) 閲覧日2014.12.29.
- U.S. Department of State (2015) “Trafficking in Persons Report 2015” (<http://www.state.gov/documents/organization/245365.pdf>) 閲覧日2015.8.15

WEBサイト

- 朝日新聞GLOBE (2013) 「パヤタス、貧困を映すゴミの山」(http://globe.asahi.com/traveling_scene/201311150000)